

会 議 録

会議名称	令和7年度 第1回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	令和7年8月1日（金）14時00分～		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）体験学習室・お年寄り健康教室		
出席者	・委員13人出席（欠席者2人）	・事務局10人	合計23人 傍聴者0人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・【資料1】計画の点検・評価について ・【資料2】計画の目標値等の進捗状況 ・【資料3】第2期交野市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度における施策の実施状況 ・【資料4】第2期交野市子ども・子育て支援事業計画 実績報告 ・【追加資料】 ・【当日資料1】交野市こども計画 抜粋 ・【当日資料2】特定教育・保育施設等の利用定員について ・【当日資料3】パブリックコメント手続実施概要 ・【当日資料4】交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について ・交野市子ども・子育て会議名簿 ・交野市子育てマップ（令和7年度版） 		
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委員紹介</p> <p>3. 事務局紹介</p> <p>4. 委員出席状況報告</p> <p>5. 議題</p> <p>会 長：案件に入ります前に事務局から報告事項がございます。 事務局、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局：当日追加資料について、ご説明させていただきます。 カラーで印刷された「組織体制の変更」というタイトルのものです。 令和7年4月に市の機構改革がありました。こども計画の関係機関についても変更されていますので参考にさせていただきたいと思っております。 表の下の方、生涯学習部の青少年育成課がスポーツ青少年課と子育て支援課に分かれ、放課後児童会等の業務が子育て支援課へ移管されました。 裏面になります。中央より下の教育委員会についても、所管が大きく変更されていますので参考にしてください。</p>		

余談ですが、令和7年9月1日から市役所の窓口・電話受付時間が現在の9時から5時30分が、9時から5時までに変更されます。詳しくは8月号広報をご覧ください。
以上です。

会 長：それでは、令和7年度第1回交野市子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。
議題1「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料1】

子ども・子育て支援事業計画の点検・評価を図式化したものです。

まず、一番左の枠の、国の基本指針に、市町村の計画に定めることが必須のものとして「基本的記載事項」と、各自治体の裁量による「任意記載事項」があります。

中央の枠の、第2期交野市子ども・子育て支援事業計画で、「基本的記載事項」を第6章に、「任意記載事項」を第4章、第5章にて目標を定めています。

推進体制の充実、計画の点検・評価に向けて、第7章で位置付けています。

右側の枠の点検・評価の方法ですが、毎年度、事業の実績数値等を、AからCに区分し点検・評価を行い、その達成状況を評価するカタチとなっております。

本日、子ども・子育て会議にて、こうした点検・評価を行っていただいたのち、その結果を公表させていただきたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。

引き続き、資料2、資料3、資料4の説明を事務局からお願いします。

事務局：【資料2】と【資料3】ですが、今年度は、計画の最終年度の評価となりますので、取りまとめている【資料4】第2期交野市子ども・子育て支援事業計画実績報告を中心にご報告させていただきたいと思います。

1ページ 第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の位置づけについて

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」（任意計画）と一体的に策定しました。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」や母子及び父子並びに寡婦福祉法を包含し実施しました。

2ページ 法定事業の実績「教育・保育施設及び地域型保育事業」について

各年度、区分が1号認定、2号認定、3号認定に分かれています。

区分の縦の欄に計画値として「量の見込み」と「確保の方策」を定めています。

その下に実績値として「申込児童数」と「利用定員数」を記載しています。

「計画値」の「量の見込み」と「実績値」の「申込児童数」の比較により「児童数」が計画どおりかを確認します。また、「計画値」の「確保の方策」と「実績値」の「利用定員数」の比較により「保育の受け皿の確保」が計画どおりかを確認します。

それでは、中央の令和6年度の1号認定をご覧ください。1号認定ですので、満3歳以

上の教育を希望する児童、主に幼稚園児です。

「児童数」については、計画値の「量の見込み」が「1号878人」、実績値の「申込児童数」は「819人」であり、計画以上の需要の増はありません。

また、「定員の確保」につきましては、計画値の「確保の方策」は合計が「1,248人」、実績値の「利用定員数」は「1,127人」となっており、計画値より実績値が少なくなっていますが、申込児童数を大きく超える定員数を確保していることから、評価は、「A」となります。

次に、2号認定の保育利用希望をご覧ください。3歳から5歳の保育を必要とする児童です。

「児童数」については、計画値の「量の見込み」が989人、実績値の「申込児童数」が1,075人となっており、計画以上の需要の増加があります。

「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」が1,034人、実績値の「利用定員数」が1,031人となっています。

評価は、「定員の確保」において計画値と実績値がほぼ同数となっており、計画どおりですが、「児童数」の需要増の課題があるため「B」となります。

次に、3号認定の内、0歳の保育を必要とする児童です。

「児童数」については、計画値の「量の見込み」が119人、実績値の「申込児童数」が93人となっており、計画以上の需要の増はありません。

「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」が162人、実績値の「利用定員数」も162人となっており、計画どおりとなります。

評価は、計画どおりであるため「A」となります。

最後に、3号認定の内、1歳・2歳の保育を必要とする児童です。

「児童数」については、計画値の「量の見込み」が638人、実績値の「申込児童数」が705人となっており、計画以上の需要の増加があります。

「定員の確保」については、計画値の「確保の方策」が649人、実績値の「利用定員数」が642人となっています。

評価は、「定員の確保」において、計画値と実績値がほぼ同数となっており、計画どおりですが、「児童数」需要増の課題があるため「B」となります。

左側の令和2年度の表と比較し、ABCの評価指標は変わりませんが、5年間の推移として保育需要増加により2・3号認定の申込児童数・利用定員数が増加し、1号認定の需要減に伴い、申込児童数・利用定員数が減少しております。

また、4月1日時点の待機児童につきましては、令和2年度は2号児で1名、3号児で17名の計18名の待機が発生していましたが、翌年の令和3年度から今年度まで0を継続しております。

以上が、教育・保育施設及び地域型保育事業の進捗状況の報告になります。

2) 地域子ども・子育て支援事業の実績と交野市こども計画目標値等の内容になります。
3～5ページをご覧ください。

①利用者支援事業

第2期計画の評価についてはこども子育て総合相談の相談件数は増加傾向で計画値の通り、継続的に実施しました。実施機関で定期的に会議の場を設けるなど、各機関と連携

を取りながら支援が必要な家庭の情報共有し、支援に活用しました。

評価については「A」になります。

こども計画の確保方策として、妊娠期から子育て期にかけてのさまざまなニーズに対して、引き続き切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点として、一体的に進めていきます。

②地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の交流の場として、子育ての悩みや相談、情報交換ができ安心して過ごせる場となっており、利用組数も増加しました。評価は「A」になります。

こども計画の確保方策として、引き続き、親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体などと連携し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として、既存の4拠点を充実します。

③妊婦健康診査事業

全ての妊婦が妊婦健康診査を必要回数受診できるように受診補助を行うことで、経済的問題を抱えている妊婦の健診未受診による母子の出産に伴うリスクを軽減し、安心・安全な出産を支援しました。また、不妊治療の保険適応化に伴い、多胎妊婦の増加が見込まれることから、多胎妊婦への経済的な負担軽減のために、妊婦健診の追加補助を行いました。評価は、「A」になります。

こども計画の確保方策として、引き続き妊娠期からの切れ目のない支援体制を関係機関と連携し、妊娠期からの児童虐待防止対策として、支援の必要な妊婦や産後うつ対応を強化し、支援を必要とする妊婦への早期対応を行います。

④こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

4か月児健診までに赤ちゃん訪問を実施し、支援が必要な家庭に早期に接触し、フォローにつなげました。訪問件数は横ばい傾向でした。

評価は、「A」になります。

こども計画の確保方策として、引き続き、赤ちゃん訪問を実施し、産後ケア事業やおむつ定期便事業等の紹介につなげ、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けるため、着実に事業を実施していきます。

⑤養育支援訪問・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業に加え、令和6年10月より、家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」が開始され、従来よりも支援対象が拡大されたことで、より多くの方々への支援につながった。また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業として「交野市要保護児童対策地域協議会」の適正な運用に努め関係機関との連携強化を図ることができた。

評価は、「A」になります

こども計画の確保方策として、今後もニーズの増加が見込まれることに伴い、委託業者の体制強化・拡充を図ります。こども計画から、「養育支援訪問事業」から「子育て世帯訪問支援事業」を分けて実施いたします。また、子どもを守る地域ネットワークとして「交野市要保護児童対策地域協議会」の適切な運用に努めるとともに、保健・教育・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

⑥子育て短期支援事業

利用ニーズの増加に対応するため、受け入れ施設の拡充を目指して新たな施設と締結した。確保方策ができているため、評価は「A」になります

こども計画の確保方策として、新たな受入施設の確保に努めるとともに、利用者の意向を踏まえたうえで実施するとともに、事業の周知・利用促進を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

計画は、就学前、就学後と分けて実績を出していますが、全体的な供給体制は確保しました。令和3年11月より放課後児童会の時間延長などに伴い、利用者については、年度により利用家庭のニーズにより変動がありますが、依頼会員の確保を行い、利用ニーズには対応しました。

現在は、上昇傾向にあります。評価は、「A」になります

こども計画の確保方策として、提供会員数を安定して維持するため、子育て関連イベント等での周知や広報活動に力を入れるとともに、より安心・安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けに研修等の充実を図ります。

⑧一時預かり事業

幼稚園及び認定こども園のこどもに対して、教育時間を超えて一時預かりを実施しました。また、保育所等を利用していない家庭において、一時的に保育が必要となるこどもに対して一時預かりを実施しました。

幼稚園及び認定こども園での預かり保育は、確保方策よりも実績数が増加しましたが、希望者に対応できており、今後も既存の施設での実施により確保します。

評価は、需要増により課題があるので、評価は「B」です

こども計画の確保方策として、幼稚園などでの預かり保育は希望者に対応できており、今後も既存の施設での実施により確保します。

また、その他の一時預かりについては、既存の認定こども園等での一時預かり等、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

⑨延長保育事業

認定こども園等の在園児（2・3号認定のこども）に対して、必要なニーズに応じて保育時間を超えて延長保育を実施しました。評価は、「A」になります

こども計画の確保方策として、引き続きニーズに応じて延長保育事業が的確に提供できる体制を確保します。

⑩病児・病後児保育事業

【病児対応型】について、令和2年から令和4年度はコロナ禍もあり実施機関が休室、令和5年度12月から病児保育室を新規開設することができた。病児保育室を利用してもらうために、継続的に事業周知を行い、利用者が増加しました。

次に【体調不良児対応型】について、登園後に体調不良となった園児に対して、看護師が保健的な対応をとることで、保育サービスの充実に繋がった。

評価は「A」になります。

こども計画の確保方策として、今後も保護者の多様なニーズに対応するため、受け皿の確保を含めサービスの充実を図ります。

⑪放課後児童健全育成事業

児童会業務の効率化等を図るため、パソコン導入等により ICT 化を推進した。児童の安全確保のため、必要となる修繕等を行うとともに、受け入れ施設の増設に着手するなど、より良い環境整備を実施した。

評価は、「A」になります

こども計画の確保方策として、引き続き、安全確保及びより良い環境の整備を促進します。市内小学校すべてにおいて実施している放課後子ども教室（フリースペース）と校内交流型として、引き続き連携を強化します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

給付対象者の負担軽減を図るため、助成を実施しました。評価は、「A」

こども計画の確保方策として、引き続き、対象者に対し継続して事業を実施します。

⑬多様な事業者の参入促進・能活用事業

社会福祉法人が設置している、幼保連携型認定こども園の支援が必要な 1 号認定の子どもに対して、必要な支援を実施するため、保育士の加配に対する補助を実施した。評価は「A」になります。

こども計画の確保方策として、支援が必要な子どもに対して支援を行える体制を整えることができるよう補助を実施します。

以上が、前計画の法定事業の 13 事業になります。

次に、これ以下は、こども計画で新たに追加された法定事業となります。

⑭子育て世帯訪問支援事業

令和 6 年 10 月より開始した本事業は、従来の養育支援訪問事業で実施していた家事・育児支援の対象者から拡大されたことにより、多くの方々への支援に繋げることができた。こども計画の確保方策として、子育て世帯のニーズに対応できるよう事業者の拡充を図ります。

⑰妊婦等包括支援相談事業

こども計画の確保方策として、妊婦のための支援給付と組み合わせて実施することにより、効果的な伴走型支援を実施します。

⑱乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

令和 8 年度の本格実施に向けて、国や大阪府の動向に注視しながら、既存施設における実施体制等を含め検討を進めます。

⑲産後ケア事業

産後ケアの必要な人にサポートを行い、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図り、育児への不安を軽減し安心して子育てができるよう支援を行います。

※⑮児童育成支援拠点事業、⑯親子関係形成支援事業につきましては、令和 8 年度以降の事業化に向けてニーズや課題を分析し、具体的な実施体制を検討していきます。

今、ご説明させていただいた内容が次頁の 4～5 頁に記載させていただいています。

説明は以上です。

会 長：ただ今の説明の中で、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

会 長：評価が「B」となっている【資料4】P2 令和6年度2号3号のところと、P3 一時預かりのところ、このあたりは問題がなかったのでしょうか。

事務局：まず、【資料4】P2 令和6年度2号3号のところですが、申込者数の方が多かったというところ、需要の保育ニーズが上がっているということで課題あり、評価を「B」にしています。

これに対して、令和7年度以降のこども計画で、量の見込みをこれまでの実績とアンケート調査結果等を踏まえて、それに応じた確保方策をとることにより7年度からは課題を解決できるよう考えています。

一時預かり事業につきまして、1号認定2号認定の実績の方が確保方策よりかなり多いというところになります。

認定こども園であったり、新制度幼稚園の在園時に対する預かり保育事業になり、この計画の期間内で認定こども園の移行がすすみ当該事業の対象園が増加したことが、需要増の原因となっています。今後、既存園で必要な提供体制が確保できるよう補助を実施していきたいと考えています。

会 長：ありがとうございます。

他にご質問ありますか。

ないようでしたら、今、説明がありました「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の実績報告」については、事務局の案のとおり、ホームページ等を通じて公表するというところで、みなさまよろしいでしょうか。

では、事務局、第2期交野市子ども・子育て支援事業計画の実績について、公表よろしくをお願いします。

会 長：それでは、議題（2）その他とありますが、事務局をお願いします。

事務局：【当日資料1】になります。

こども計画の第5章 施策の展開について、以前お渡しさせていただいている別冊事業編より「新規」と「拡充」を抜粋させていただきました。

基本目標1 今年度より「見守りおむつ定期便事業」が開始になり、また令和8年度スタートにむけて「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」がスタートする予定になっています。

他、基本目標2以降についても、事業の拡充や事業の継続について引き続き、取り組んでいきます。

裏面になります。

現在、委員のみなさまの任期につきましては、令和7年10月8日までとなっております。今年度、「子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」への移行に伴い委員構成の見直しを行います。

前計画では妊婦から就学前児童及び小学生、中学生を中心とした計画となっておりますが、本計画からは、さらに「こども・若者」が追加されました。

そのため、「青年期、ポスト青年期」に精通した学識経験者や社会福祉協議会代表にも加入していただく予定です。

また、認定子ども等の保護者代表を2名から4名に増員、市民代表につきましても、小中学生をお持ちの保護者の方へ加入していただく予定で、先日、広報やHPで一般公募させていただきました。現在、選考中です。以上です。

会 長：ただ今の説明の中で、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

会 長：「子ども」の定義が広がったこともあり、委員の見直しをされるという事かと思います。それでは、次に当日資料2からの説明をお願いいたします。

事務局：【当日資料2】「特定教育・保育施設の利用定員について」をご覧ください。

「こども園ふじがお幼稚園」が、令和7年10月1日より利用定員の変更を行う件について報告させていただきます。

新規園の利用定員の設定については、諮問案件になりますが、今回は既存園の利用定員の変更のため報告案件とさせていただいております。

2. 保育の利用定員（2号）の減員についてご覧ください。

「こども園ふじがお幼稚園」の教育保育提供区域は三・四中校区です。

今回の変更は、2号児の定員を現在の20名から10名減少させるものです。年齢別の内訳は3歳児が6名から3名、4歳児が7名から3名、5歳児が7名から4名となります。近年の保育需要の増加により令和7年度より2号定員を20名としていましたが、現在の在園児数が10名以下で今後も10人を超える受入れ見込みがないことから、利用定員の変更を行うものです。

次に、【当日資料3】確保方策と令和7年10月以降の利用定員をご覧ください。

昨年度に策定した「交野市子ども計画」の令和7年度の確保方策と利用定員になります。今回の利用定員の変更に伴い、2号認定は1,134人から1,124人となり、10人の減となります。今回は2号認定の変更のため3号認定の定員の変更はありません。

また表の一番右に令和8年度の量の見込みを記載しています。

今回変更する2号認定「3～5歳児」についても、3号認定の各年齢においても、変更後の利用定員で量の見込みを満たしており、市内の保育ニーズに応じた利用定員の変更となっております。

以上が特定教育・保育施設等の利用定員についての説明です。

続きまして、【当日資料3】の説明になります。

パブリックコメント手続実施概要を確認ください。

案件名は「交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」になります。

今回定める条例は「こども誰でも通園制度」の実施事業者の認可基準になります。

実施事業者の認可に関しては市が実施することとなっているため、条例制定するものです。

意見の募集期間は「3. 概況」に記載しています。

8月13日から1か月間になります。

実施の周知は広報交野8月号及び市ホームページで行っています。

条例の詳細について【当日資料4】を確認ください。

1. 乳児等通園支援事業について

「乳児等通園支援事業」は「こども誰でも通園制度」になります。

こども誰でも通園制度は、国が「子ども・子育て支援法」で新たに創設する事業で、対象は、保育所等に通っていない6か月～満3歳までの子どもで、月一定時間、保育施設の利用が可能な制度になります。保護者の保育要件は必要ありません。

事業の開始時期は、令和8年度からになります。

「2. 条例制定の趣旨」です。こども誰でも通園制度の実施事業者の認可は市が行うことになりますので、実施事業者の認可基準を国が定める基準に基づき市が条例で定めます。

「3. 条例制定のスケジュール」です。

パブコメ終了後、条例を作成する流れになります。

「4. 本市条例（案）について」です。

市が定める条例は、国が示す基準「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき策定します。

国基準には「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があります。

「従うべき基準」は条例で国基準どおり定める必要があるもの、「参酌すべき基準」は十分に参照しなければならない基準ではありますが、地域の実情に応じて国基準と異なる内容を定めることが許容されています。

今回の条例は、国基準と異なる内容を定めるべき地域の実情は特にないものと考えられますので、国基準どおりの内容としています。

2ページ目以降が条例の具体的な内容になります。

第1条が「趣旨」、第2条が「最低基準の目的」「最低基準の向上」「最低基準」、3ページ目にいきまして、第5条が「一般原則」「非常災害」「安全計画の策定等」を定めています。それぞれに「参酌すべき基準」「従うべき基準」を記載しています。

4ページ目以降も同様に国基準どおりの項目を定めています。

6ページの第20条で「乳児等通園支援事業の区分」を定めています。

「一般型」と「余裕活用型」に区分されます。

「一般型」はこども誰でも通園実施のために保育スペースを確保して実施する方法です。

「余裕活用型」は保育所、認定こども園等で保育の定員の範囲内で在園児と一緒に実施する方法です。

第21条が「一般型」の設備の基準が定められています。

面積基準であったり、2階で実施する場合に必要な設備が定められています。

8ページの第22条で「一般型」の職員基準が定められています。

職員の配置基準は保育所等と同様、0歳児は3対1、1、2歳児は6対1となっています。

9 ページの第 25 条に「余裕活用型」の設備及び職員の基準が定められています。

基準は保育所等と同様となっています。

以上がパブリックコメントの条例案となっております。

今回はパブリックコメント実施の報告になりますが、今後、条例制定後、事業者の認可の際には「子ども・子育て会議」で意見聴取を行うこととなっておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

会 長：ただ今の説明の中で、ご質問、ご意見等がありましたらお願ひします。

副会長：【当日資料 4】P4 国基準第 8 条「自動車を運行する場合の所在の確認」月 10 時間程度の利用のために送迎バスを運行するというのは国の基準でもございました。国のパブリックコメント時に基本的に自動車の運行を認めないということにできないか、過疎地であって交通機関のないところでの利用ということも想定されるので、各自治体が許可を認めるようにしてくださいと伝えましたが一切かなわなかった。交野の場合は、必要でしょうか。

事務局：実際に事業を実施するにあたって、これを活用するかどうかは事業者、または市が今後判断していくと考えています。

条例に関しては、いったん国基準で定める形であげさせていただいています。

副会長：事業者も乗ってこないと思うのですが市としてそれを止めるには相談くらいしかできないですね、ほとんどの人は利用されないと思いますが利用したいとなった時にその辺り、重々お願ひします。

事務局：この基準が、事業者が「バスを運行します」となった時に確認してくださいという基準になりますので、交野市の方で実施はしないという判断は可能と考えています。

会 長：パブリックコメント等のスケジュールはこのとおりということですが、実際、この事業をするのは大変かと思いますが事業者の見込みはありますか。

事務局：現在、交野市ではどこの園も定員通り受け入れていただいております、なかなか事業実施を積極的にという園はありません。

昨年度、事業実施に向けたアンケート時には国基準が出ていなかったもので、詳細確認してから事業実施に向けて検討するという回答が多かったです。

今月あたり事業者向け説明会を開催し、改めて来月、再来月に実施に向けてのアンケートを取り確認させていただきたいと思っています。

会 長：なかなかどの市も難しいような話しもききますが、またアンケート取るということで了解しました。

会 長：その他、ありますでしょうか。

それでは、事務局から次回の開催についてお知らせください。

事務局：次回の交野市子ども・子育て会議でございますが、子育て施策におきまして、審議が必要な案件が発生いたしましたら、その都度開催といたしたいと考えております。

その節は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長：次回の開催につきましては、案件があれば、事務局で日程調整の上、ご案内いただくということです。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて閉会とさせていただきます。

ご多用中のところ、本日はお疲れ様でした。